

要望事項 (優先順位 2)

違法な民泊営業への実質かつ適正な指導について

要 旨

空き家の転用、貸出による外国人旅行者のショートステイ、いわゆる民泊営業が吉田地域においても顕著になってきています。また、空き部屋（マンション、アパート等）の貸出による違法営業も増加の一途です。風習や生活規範が相違する外国人の利用ということもあり、騒音、ゴミ等さまざまなトラブルが生じています。

こうしたトラブルへの対策はもちろん、民泊営業の進出にあたっての交渉ごとまでが地元になたな、かつ、大きな負担として強いられています。

違法な民泊営業への実質的かつ適正な指導・措置をお願いいたします。また、認可を受けた民泊と無認可（違法）民泊との識別ができるよう、認可を受けた民泊施設にその表示を行うよう、指導・指示をしてください。

安易な民泊の営業認可を行うのではなく、行政の慎重な対応を要望いたします。

回 答**(産業観光局)**

近年、インターネットを介して空き家や集合住宅の空き室等を有料で提供する「民泊」が急増しています。

「民泊」施設の多くが安全衛生に係る構造設備基準等を満たしておらず、また、管理者が不在のため、宿泊者の騒音やタバコのポイ捨て、ゴミ出しルールを守らない等のマナー違反が野放しになるケースが多く、地域との調和や安心・安全の観点から大きな問題となっております。

平成28年5月に公表した「京都市民泊施設実態調査」では、「民泊」施設の多くが所在地不明であることを受け、市民の皆様から積極的に「民泊」に関する情報を集めるために、平成28年7月に「民泊通報・相談窓口」を設置しました。

同窓口では、1年間で約2,400件もの通報・相談が寄せられ、いただいた情報を基に「民泊」施設の実態把握及び適正化に向けて取り組んでおります。

(保健福祉局)

本来宿泊施設ではない住宅等の全部又は一部を宿泊場所として旅行者に有料で提供する、いわゆる「民泊」と呼ばれる宿泊サービスは、主としてインターネット上の仲介事業者を介することから、営業者の匿名性が確保され、無許可営業を急増させた大きな要因と考えています。また、管理者不在の営業形態による宿泊客の管理不全から、宿泊客のマナー違反が問題となっています。

このような状況を受け、無許可営業等の通報を、市民の皆様からいち早く積極的に集めるため、全国に先駆けて平成28年7月に「民泊通報・相談窓口」を設置し、平成28年度は、民泊通報・相談窓口等に寄せられた1,901件の通報等に基づき、延べ2,143回の現地調査を行い、300施設について、営業を中止させるなど、厳正な対応を進めました。また、すべての宿泊施設が地域との調和が図れた施設となるよう、平成28年12月には、宿泊サービスの提供に当たっての本市のルールを明確化した「京都市旅館業施設における安心安全及び地域の生活環境との調和の確保に関する指導要綱」を施行し、違法不適切な民泊に対する取組を進めています。

さらに、平成29年度からは、各区役所にあった衛生課業務の医療衛生センターへ

の集約化に合わせて、「民泊」対策に特化した専門チームを設置し、柔軟で機動的な取組が可能な体制を構築するとともに、違法な「民泊」施設の所在地や営業者等を特定するため、独自のノウハウを持つ民間事業者を活用した調査を開始するなど、新たな取組とともに、京都府警との連携も強化し、違法な「民泊」施設の根絶を目指して、全庁を挙げて、毅然と対応してまいります。

また、旅館業法の許可を受けた施設と無許可施設との識別については、平成29年6月に、許可を取得した市内の全ての旅館業営業者に対して、旅館業許可施設であることが容易に識別できるよう、外部から見えやすい場所に営業の種別や施設名称の標示の徹底、さらに、インターネット仲介サイトへの登録等に当たっては、施設情報と併せて、営業の種別、許可番号及び許可年月日を併記するよう要請文書を送付しています。

引き続き、市民と観光客の安心安全や地域住民の生活環境を大きく損ねる、違法不適切な「民泊」を断じて許さないという確固たる姿勢で適正化指導に取り組み、安心安全で周辺住民と調和の図れた京都らしい宿泊施設の拡充をより一層推進してまいります。